

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 社会福祉課
委 託 業 務 番 号	令和4年度 長社福第18号
委 託 業 務 名 称	長浜市重層的支援体制整備事業にかかる多機関協働事業業務
委 託 業 務 場 所	長浜市
業 務 の 概 要	①相談支援包括化推進員および地域連携推進員の配置。 ②相談機関からの聞き取りによる相談者が抱える課題の把握、連絡調整およびプランの策定。 ③相談支援機関等とのネットワークの構築。 ④個別支援連携会議の開催および支援者支援会議・相談支援包括化推進会議への参画。 ⑤新しい社会資源の開発や、潜在している社会資源の活用 の 推 進。
履 行 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 額 (税 込)	15, 000, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市湖北町速水2745番地 [商 号 又 は 名 称] 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本事業は、本市が「地域共生社会」の実現を目指して行っている「重層的支援体制整備事業」にかかる事業の一つである。「重層的支援体制整備事業」では包括的相談支援・参加支援・地域づくり支援・多機関協働・アウトリーチ等を通じた継続支援の5つの事業を一体的に実施することとされている。 長浜市社会福祉協議会は地域福祉活動計画を策定し、地域福祉コーディネーターを配置するなどし、地区福祉の会や地域づくり協議会の活動の活性化など、長年にわたって地域づくり支援を実施しており、こういった長浜市社会福祉協議会の取組と本事業が連動して実施されることの事業効果が期待されるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。